

福島県建築関係工事特記仕様書【R8年4月版】

I 工事概要

- 1 工事名称
2 工事場所
3 建物概要

Table with 6 columns: 建物名称, 構造, 階数, 延面積 (㎡), 消防法施行令別表第1区分, 備考

II 工事仕様

- 1 図面及び本特記仕様書に記載無き事項は、次による。
2 項目は、番号の前に○印、または番号に○印の付いたものを適用する。
3 特記事項は、○印の付いたものは、※印の付いたものを適用する。
4 形状寸法の単位は、特記した場合は除きミリメートルとする。
5 各家の特記事項欄にある()と表示されているものは、()書きは「公共建築工事標準仕様書」、()書きは「公共建築改修工事標準仕様書」、()書きは「建築物解体工事共通仕様書」の章・節・項番号である。
6 本特記仕様書に選択項目がない場合は、空欄等に仕様を記載する。

Table with 2 columns: 項目, 特記事項. Contains items 1-27 including electronic products, completion time, design data, and safety measures.

Table with 2 columns: 項目, 特記事項. Contains items 2-10 including safety measures, site preparation, and construction site management.

Table with 2 columns: 項目, 特記事項. Contains items 8-11 including stone masonry, construction site management, and safety measures.

Table with 2 columns: 項目, 特記事項. Contains items 4-6 including safety measures, equipment, and foundation work.

Table with 2 columns: 項目, 特記事項. Contains items 5-6 including resource recycling and waste management.

Table with 2 columns: 項目, 特記事項. Contains items 6-7 including asbestos and PCB management.

Table with 2 columns: 項目, 特記事項. Contains items 7-8 including stone masonry and dust management.

Table with 2 columns: 項目, 特記事項. Contains items 9-11 including stone masonry, safety measures, and general standards.

Header information including project name, address, dates, and roles of the contractor and architect.

東日本大震災の復旧・復興事業における積算方法等	8	<p>1 労働者確保</p> <p>(1)本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労働者管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方針に変更が生じ、建築関係工事積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。</p> <p>管理費(共通仮設費における仮設建物費):労働者送迎費・宿泊費・借上費 労働者管理費:募集及び解散に要する費用・資金以外の食事・通動費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・純工事費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用</p> <p>(2)本工事は予定価格の算出の基礎とした設計額(建築関係工事積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。 1)共通仮設費に占める、実績変更対象間接費(管理費):設計書に積上げ計上された金額 2)現場管理費に占める、実績変更対象間接費(労働者管理費)の割合: %</p> <p>(3)受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>(4)受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>(5)発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。</p> <p>(6)受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p> <p>(7)受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>	11	<p>(1)工期・工程等</p> <p>・ 益害による作業不能日数</p> <p>本工事は、益害による作業不能日数を次のとおり見込んでいます。</p> <p>i) 作業不能日数: ●日間</p> <p>ii) 上記 i) は、環境省が公表する東北地方●●※1(福島)地点における WBGT 値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(令和●●年～●●年)について、本工事は工期に対応する期間(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3日)を除く。)において、8時から17時の間にWBGT 値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものを5年分を平均したものである。</p> <p>iii) 気象状況により工期中に発生した益害による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する東北地方●●※1(福島)地点における WBGT 値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したものを(小数点以下第一位を四捨五入する。))が i) の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。</p> <p>※1 下表の観測地点を記入(参考)</p> <table border="1" data-bbox="1231 430 1647 577"> <thead> <tr> <th>建設事務所管内</th> <th>観測地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北</td> <td>茂庭, 梁川, 福島, 警倉, 二本松</td> </tr> <tr> <td>奥中</td> <td>船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川</td> </tr> <tr> <td>奥南</td> <td>白河, 東白川</td> </tr> <tr> <td>会津若松</td> <td>金山, 若松</td> </tr> <tr> <td>喜多方</td> <td>松原, 喜多方, 西会津, 藩苗代</td> </tr> <tr> <td>南会津</td> <td>只見, 南郷, 田島, 松枝岐</td> </tr> <tr> <td>相双</td> <td>相馬, 飯館, 浪江, 川内, 広野</td> </tr> <tr> <td>いわき</td> <td>山田, 小名浜</td> </tr> </tbody> </table>	建設事務所管内	観測地点	東北	茂庭, 梁川, 福島, 警倉, 二本松	奥中	船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川	奥南	白河, 東白川	会津若松	金山, 若松	喜多方	松原, 喜多方, 西会津, 藩苗代	南会津	只見, 南郷, 田島, 松枝岐	相双	相馬, 飯館, 浪江, 川内, 広野	いわき	山田, 小名浜	
建設事務所管内	観測地点																						
東北	茂庭, 梁川, 福島, 警倉, 二本松																						
奥中	船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川																						
奥南	白河, 東白川																						
会津若松	金山, 若松																						
喜多方	松原, 喜多方, 西会津, 藩苗代																						
南会津	只見, 南郷, 田島, 松枝岐																						
相双	相馬, 飯館, 浪江, 川内, 広野																						
いわき	山田, 小名浜																						
施工条件	9	<p>1 工程関係</p> <p>※調整無し ・ 別途工事との工程調整が必要有り 調整項目 ・ 資材等の流用 ・ 仮設及び工事用道路等の調整 ・ 建設機械等の調整 ・ 施工順序の調整 ・ 図示による ・ その他 ()</p> <p>※制限無し ・ 制限有り ・ 制限する工種名 () ・ 施工時期 (・ 土日祝日のみ) ・ その他 () ・ 施工時間 (・ 夜間のみ) ・ 時～ 時まで) ・ 施工方法 ()</p> <p>工事を施工しない日 ・ 有 (・ 年 月 日) ・ 別紙のとおり) ・ 無 工事を施工しない時間帯 ・ 有 (・ : ~ :) ・ 別紙のとおり) ・ 無</p> <p>※施工順序の指定無し ・ 施工順序の指定有り ※図示による ・ () → () → () → ()</p> <p>※利用並行改修による制限無し ・ 利用並行改修による制限有り ※対象エリア等は図示による</p> <p>5 他機関との協議 協議が必要な機関名 () 協議完了見込み時期 ()</p> <p>6 工事用地 ・ 下記以外は図示等による。 (1) 工事車両の駐車場 (※ 構内 ・ ()) (2) 資材置き場 (※ 構内 ・ ()) (3) 建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 (※ 構内 ・ ()) ・ 仮設ヤード ※ 無し ・ 有り (※ 図示による ・ ())</p> <p>7 公害対策 ※施工方法の制限無し ・ 施工方法の制限有り ・ 騒音 ・ 振動 ・ 水質 ・ 粉じん ・ 排出ガス ・ その他 () ・ 施工方法等 ・ 指定工法名 () ・ 別途協議による ・ 図示による</p> <p>・ 事業損失防止に関する調査 ・ 騒音測定 ・ 振動測定 ・ 水質調査 ・ 近隣家屋の事前・事後調査 ・ 地盤沈下測定 ・ その他 () ・ 調査箇所 ・ 図示による ・ 別途協議 ・ 調査時期 ・ 図示による ・ 別途協議</p> <p>8 安全対策 ・ 近接公共施設等に対する制限 ・ 近接公共施設名等 (・ 鉄道 ・ 電気 ・ ガス ・ 水道 ・ 電話 ・ その他()) ・ 制限を受ける工種 ()</p> <p>9 その他 ※敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。 ※当該工事現場を使用した技術研修会等の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。</p>	12	<p>準備期間確保工事</p> <p>準備期間確保工事における事務処理要領 この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間(〇〇日間)内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日(工事の始期)を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。</p> <p>フレックス工事</p> <p>フレックス工事執行要領 この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期まで間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。</p> <p>着工届の提出</p> <p>着工届は、着工後速やかに提出すること。</p> <p>コリズ登録</p> <p>受注時の「コリズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係</p> <p>施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第10に基づき、提出すること。</p> <p>準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(準備期間確保工事)</p> <p>工事の始期までの着工前準備期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工前準備期間中に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(フレックス工事)</p>																			
現場環境改善(快適トイレの設置)	10	<p>1 内容</p> <p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事現場毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ仕様を満たす快適トイレを設置することを標準とする。(詳細は技術管理課ホームページ「快適トイレの設置について」/「土木部発注工事における快適トイレの設置に関する運用」を参照のこと) 現場に快適トイレを設置しない場合は、発注者と協議すること。 現場環境(工事期間、周辺環境、労働者配置状況等)を踏まえ、上記標準設置数以上の快適トイレを設置する場合は、あらかじめ受発注者協議を行い、決定すること。 また、実際に現場へ快適トイレを設置した期間が確認できる資料を監督員に提示すること。</p>	13	<p>再生資源利用計画書</p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>再生資源利用促進計画書</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>																			
福島県建築関係工事特記仕様書		<p>福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△△1-1</p> <p>設計年:令和〇〇年〇〇月</p>	14	<p>1 内容</p> <p>※総合評価方式(標準型・簡易型)における技術提案書に記載された事項の実施状況の確認について</p> <p>総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。 なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について発注者の確認を受けなければならない。 確認の方法については、「土木工事共通仕様書 Ⅲ編 2. 様式 第8号様式(確認書)」を用いることとし、監督員へ提出の上確認を受けることを原則とする。 また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点とする場合があるとともに、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。</p>	<p>建築士事務所名</p> <p>設計者氏名</p> <p>印</p> <p>工事名称</p> <p>図面名称</p> <p>建築解体工事特記仕様書(2)</p> <p>図面番号</p>																		